

入札説明書
(「彩の国だより 点字版」発行・配布業務)

埼玉県県民生活部広報課

入札説明書

令和6年6月号から令和7年3月号までの「『彩の国だより点字版』発行・配布業務」について、一般競争入札を行い契約の相手方を選定する。

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）、同法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県財務規則第18号、以下「財務規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、埼玉県が発注する「彩の国だより点字版」発行・配布業務の調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者及びその代理人が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に対する事項

(1) 調達案件名称

「彩の国だより点字版」発行・配布業務（令和6年6月号から令和7年3月号まで）

(2) 入札金額

発行・配布1部当たりの単価

(3) 予定数量

520部（予定）×10回

(4) 調達案件の仕様等

仕様書、その他配布資料のとおり

(5) 履行期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

(6) 履行場所

県内全域

2 競争入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する公示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「テープ版・点字版発行業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(5) 過去5年間において、国、都道府県又は市町村と定期刊行物（月1回以上発行）の点字版の発行・配布あるいは類似の業務について入札等への参加実績がある者であること。又

はこれと同等の能力を有していると県が認める者であること。

3 競争入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加できる者は2(4)に該当する者に限るものとする。
- (2) 競争入札への参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、別紙様式1「一般競争入札参加資格確認申請書」のほか、別紙様式1の記の4に定める競争入札参加に必要な資格を有することを証明する書類を作成して、令和6年4月17日（水）5時までに、16(4)の場所に郵送又は持参により提出し、競争入札参加希望者の負担において詳細な説明をしなければならない。なお、説明義務を履行しない者の入札書は、落札決定の対象としない。
郵送により提出する場合は、封筒に「『彩の国だより点字版』発行・配布業務に係る一般競争入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きするとともに書留郵便とし、上記期限までに必着のこと。
- (3) 競争入札参加資格の確認結果は、令和6年4月24日（水）までに「『彩の国だより点字版』発行・配布業務競争入札参加資格確認通知書」（以下「確認通知書」という。）により通知する。
- (4) 確認通知書の交付を受けている者（以下「競争入札参加資格者」という。）であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (5) その他
 - ア 確認申請書を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出期限以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 埼玉県は、提出された確認申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出された書類は返却しない。
 - カ 確認申請書等に関する問い合わせ先は16(4)に同じ。

4 入札説明書等に関する質疑

入札説明書、仕様書などに対する質問方法は次による。

- (1) 質問書の受付
質問は、令和6年4月25日（木）午後5時までに、質問票（別紙様式2）を16(4)の照会先に、郵送又は電子メールにより提出し説明を受けることができる。
なお、質問票を提出した場合は、電話で質問票の到達確認を行うこと。
受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。
ただし、入札手続きなど事務手続きに関する質問はこの限りではない。
- (2) 質問票への回答
競争入札参加資格者全員に共通な質問については、令和6年5月8日（水）までに、全

ての競争入札参加資格者へ回答する。

5 入札保証金

(1) 競争入札参加資格者は、財務規則第93条第2項の規定により入札保証金を免除される場合を除いては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、埼玉県に納付、又は提供しなければならない。

(2) 入札保証金の額は、見積もった契約単価に予定数量を乗じた金額（消費税及び地方消費税を含む金額）に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額（1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(3) 競争入札参加資格者は、入札保証金を納付する場合には、次のアかイのいずれかの方法により納付するものとする。

ア 埼玉県が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）（希望者に配布します。）」により、入札保証金相当額（上記(2)の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込む。

この場合には、当該「納付書兼領収書」の写しを入札書の提出期限までに入札書とともに提出するものとする。

イ 開札日に、別紙様式5「入札保証金納付書」により現金で納付する。

(4) 競争入札参加資格者は、入札保証金に代える担保を提供する場合には、別紙様式6「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、入札書とともに提出するものとする。

この場合の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等の保証	その保証する金額
キ	保証事業会社の保証	その保証する金額

(5) 入札終了後、埼玉県は、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付するものとする。

ア 上記(3)のアの方法による場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した請求書により還付する。

イ 上記(3)のイの方法による場合には、別紙様式5の3「入札保証金払出請求書」により還付する。

なお、埼玉県から入札保証金の還付を受けたことを証する別紙様式5の2「入札保証金受領書」は、印紙税法により印紙税が課される文書に該当する。そのため、競争入札参加資格者は当該受領書に所定の印紙を貼り付けること。

ウ 上記(4)の方法による場合には、別紙様式6の3「保管有価証券還付請求書」により還付する。

なお、埼玉県から入札保証金に代える担保の還付を受けたことを証する別紙様式6の2「保管有価証券受領書」は、印紙税法により印紙税が課される文書に該当する。そのため、競争入札参加資格者は当該受領書に所定の印紙を貼り付けること。

(6) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときは埼玉県に帰属する。

(7) 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

(8) 財務規則第93条第2項第1号の規定に基づき、保険会社との間で埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結する競争入札参加資格者が、入札保証金の納付の免除を希望する場合には、別紙様式7「保証保険証書納付書」に必要事項を記入のうえ、入札書の提出期限までに当該保険証書を埼玉県に提出しなければならない。

この場合、契約の相手方が決定したときは、埼玉県は別紙様式7の3「保証保険証書還付請求書」により当該保険証書を還付する。

(9) 財務規則第93条第2項第2号の規定に基づき、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした競争入札参加資格者が入札保証金の納付の免除を希望する場合には、当該事実（「契約保証の予約」の事実）を証する書類を別紙様式1「一般競争入札参加資格確認申請書」とともに、令和6年4月17日（水）までに、16(4)の場所に郵送又は持参により提出しなければならない。

(10) 財務規則第93条第2項第3号の規定に基づき、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に二回以上（相手方となる国又は地方公共団体は必ずしも同一でなくても良い。）すべて誠実に履行した競争入札参加資格者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、別紙様式8「契約の履行について」に必要な書類を添え、別紙様式1「一般競争入札参加資格確認申請書」とともに、令和6年4月17日（水）までに、16(4)の場所に郵送又は持参により提出しなければならない。

6 開札の執行、入札書の提出場所・提出期限等

競争入札参加資格者又はその代理人（以下「競争入札参加資格者等」という。）は、別紙様式3-1又は3-2による入札書を、開札場所への持参、事前の郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出する方法により、入札を行わなければならない。

電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 開札場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁別館地下1階 広報課分室

イ 日時

令和6年5月14日（火）午後3時

(2) 事前の郵送又は持参により提出する場合

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当

イ 提出期限

令和6年5月13日（月）午後5時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は持参によること

エ 電話番号

048-830-2857（直通）

7 入札及び開札、入札書及び入札に係る文書等について

(1) 競争入札参加資格者等は、入札説明書、契約書（案）、仕様書及びその他の添付資料を熟読のうえ入札しなければならない。

入札後、契約書（案）等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 競争入札参加資格者等は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 調達案件名称

（業務の名称：「彩の国だより点字版」発行・配布業務）

イ 入札金額

ウ 競争入札参加資格者本人が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職・氏名）

エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加資格者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職・氏名）、並びに当該代理人の氏名

なお、代理人が入札する場合は、別紙様式4による入札権限等に関する委任状も併せて提出しなければならない。

(4) 入札書は、開札場所への持参により提出する場合には、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月14日開札 『彩の国だより点字版』発行・配布業務の入札書在中」と朱書しなければならない。また、提出しようとする

ときに、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に、埼玉県が交付した「『彩の国だより点字版』発行・配布業務競争入札参加資格確認通知書（確認通知書）」及び身分証明書を提示しなければならない。

- (5) 入札書は、事前の郵便又は持参により提出する場合には、中封筒及び外封筒により二重に封入しなければならない。その際、入札書と確認通知書の写しを中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮には開札場所へ持参する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には氏名（法人の場合にはその名称又は商号）を記載するとともに、「5月14日開札『彩の国だより点字版』発行・配布業務の入札書在中」と朱書しなければならない。

また、10に定めるとおり、再度入札を最高3回まで行う場合もある（当初の入札と再度入札を合わせて、最高4回まで行う場合もある）ので「1回入札」・「再度入札（○回目）」・「入札辞退届（別紙様式9）（途中で辞退する場合）」の区別を中封筒の封皮に記載しなければならない。（確認通知書の写は「1回入札」の封筒にのみ同封すること。）

なお、郵便により提出する場合は、書留郵便とし、その旨を事前に6(2)の担当者まで連絡すること。

- (6) 競争入札参加資格者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

- (7) 入札執行権者は、競争入札参加資格者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等により競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

- (8) 競争入札参加資格者等は、当該点字版発行・配布業務に係る費用のほか、仕様書等に明記した一切の諸費用を含めたうえで、入札金額を見積もること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、競争入札参加資格者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (9) 競争入札参加資格者等は、契約書（案）に記載された委託金の支払方法等の契約条件を十分考慮したうえで、入札金額を見積もること。

- (10) 開札会場には、競争入札参加資格者等並びに入札関係職員及び立会いを行う職員（以下「立合い職員」という。）以外の者は入場することができない。

- (11) 競争入札参加資格者等は、開札時刻後においては、開札会場に入場できない。

- (12) 競争入札参加資格者等は、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に確認通知書及び身分証明書を提示しなければならない。

- (13) 競争入札参加資格者等は、特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札が終わるまで開札会場を退場することはできない。

- (14) 入札執行権者は、開札会場に次の各号の一に該当する者がいると認めた場合には、該当者を開札会場から退場させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

- (15) 競争入札参加資格者等は、本件調達に係る入札について他の競争入札参加資格者の代理人になることができない。
- (16) 開札をした場合において、競争入札参加資格者等の入札のうち、予定価格の範囲内では有効な入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする（再度入札は最高3回までとする。）。
- (17) 再度入札を行っても落札者がいないときは、入札執行権者は、入札を打ち切り、契約希望者による見積競争を行うものとする。
- (18) 2(4)に定める競争入札参加に必要な資格のない者で、審査申請書を提出した者が、開札時に競争入札参加に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る審査資格が開札日時までに了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札者は落札決定の対象としない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (2) 入札書に記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (3) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (4) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (5) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (6) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者が提出したもの
- (7) 入札書が指定の日時までに指定した場所に到達しなかったもの
- (8) 競争入札参加資格者等に求められる義務を履行しなかった者がしたもの
- (9) 明らかに連合によると認められるもの
- (10) 虚偽の確認申請書を提出した者がしたもの
- (11) その他、この公告に示す事項など入札の条件に違反したもの

9 落札者の決定

- (1) 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに同額の入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同額の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、立会い職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名又は名称及

び住所又は所在地並びに落札金額を、すべての競争入札参加者に通知する。

- (5) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

10 再度入札

- (1) 開札の結果、競争入札参加資格者等の入札のうち、予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 郵送により入札をした競争入札参加資格者等は、入札書提出時にすでに再度入札分を含めて提出済みのため、再度入札の手続きは必要ない。
- (3) 再度入札は最高3回行う。

11 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、財務規則第81条第2項の規定により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、埼玉県に納付、又は提供しなければならない。
- (2) 契約保証金の額は、契約単価に予定数量を乗じた金額（消費税及び地方消費税を含む金額）に、契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額（1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）とする。
- (3) 契約の相手方が入札保証金を納付していた場合で、契約の相手方について納付すべき契約保証金がある場合は、入札保証金を契約保証金に充当するものとする。
- (4) 契約の相手方は、契約保証金に代える担保を提供する場合には、別紙様式6を準用する「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、埼玉県に提出するものとする。

この場合の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等の保証	その保証する金額
キ	保証事業会社の保証	その保証する金額

- (5) 財務規則第81条第2項第1号の規定に基づき、保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結する契約の相手方が、契約保証金の納付の免除を希望する場合には、別紙様式7を準用する「保証保険証書納付書」に必要事項を記入のうえ、当該保険証書を埼玉県に提出しなければならない。
- (6) 前記(5)以外で契約の相手方が契約保証金の免除を希望する場合には、前記5入札保証金の規定を準用する。
- (7) 契約の相手方が納付した契約保証金等については、契約に基づく義務の履行が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには、埼玉県は請求書又は別紙様式6の3を準用する「保管有価証券還付請求書」又は別紙様式7の3を準用する「保証保険証書還付請求書」によりこれを還付する。
なお、埼玉県から契約保証金に代える担保の還付を受ける際に、契約の相手方が埼玉県に提出する保管有価証券受領書は、印紙税法による印紙税が課される文書に該当する。そのため、契約の相手方は当該保険有価証券受領書に所定の印紙を貼り付けること。
- (8) 契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金等は埼玉県に帰属する。

12 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 埼玉県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

13 契約条項・支払条件

別添契約書(案)のとおり

14 特記事項

落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

15 資格審査について

2(4)に定める埼玉県が定めた物品の買入れ等に係る競争入札参加の資格審査に関する事項の照会先

（郵便番号） 330-9301

（所在地） 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号（県庁本庁舎3階）

（機関名） 埼玉県総務部入札審査課審査担当

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

16 その他

(1) 競争入札参加希望者、競争入札参加資格者等又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加希望者、競争入札参加資格者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札執行権者

所属の名称 埼玉県県民生活部広報課

職・氏名 課長 関根 良和

(3) 書類の受付時間等

特別の指定がない場合、書類を持参する場合の受付時間等は、土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む)を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

また、書類の提出に当たり、各提出期限までに提出先に到達している必要があるものとする。

(4) 本件調達に関しての照会先

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号(県庁本庁舎1階)

(機関名) 埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当

担当:田中、湯口

(電話番号) 048-830-2857 (直通)

(FAX) 048-824-7345

(E-mail) a2830-04@pref.saitama.lg.jp

(5) 本件調達に関し事前に提出する書類、提出先及び提出期限

ア 本件調達に関して事前に提出する書類

(ア) 別紙様式1「一般競争入札参加資格確認申請書」

(イ) 別紙様式1-付表1「入札参加資格に関する誓約書」

(ウ) 別紙様式1-付表2「国、都道府県又は市町村の定期刊行物(月1回以上発行)

における契約実績について」

イ 提出期限 令和6年4月17日(水)午後5時

ウ 提出部数 正本・副本(コピー等)各1部

(6) 入札及び案件の仕様等に関する説明会は開催しない。

(7) 災害等不測の事態が発生した場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(8) 契約締結事務については、次の機関で行う。

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

(機関名) 埼玉県県民生活部広報課